

ディーゼル自動車等運行規制のあり方検討に係る経緯

1 概要

運行規制のあり方については、条例改正時の附則に基づき、平成 19 年に兵庫県環境審議会に諮問し、平成 20 年度にかけて審議され、平成 20 年 8 月に、条例規制の存廃時期については、平成 22 年度を一つの区切りとして、環境の状況等を考慮したうえ、以降の規制についての方向性を再度検討し、決定するのが望ましい等の旨の答申を得た。

平成 20 年 8 月の答申に基づき、平成 23 年 8 月に兵庫県環境審議会に「ディーゼル自動車等運行規制のあり方」について諮問し、大気環境部会ディーゼル自動車等運行規制あり方検討小委員会が設置され、審議が附託された。

平成 24 年 2 月には、今後の運行規制のあり方について、同小委員会で中間とりまとめがなされた。(参考資料 1)

2 中間とりまとめ(平成 24 年 2 月)の概要

(1) 運行規制の当面の取扱いについて

条例規制地域内の環境改善には、引き続き対策を講じる必要があると考えられる。したがって、条例規制については当面継続する。

(2) 今後の運行規制のあり方について

ディーゼル自動車等運行規制のあり方については、引き続き、環境の状況、法の見直し状況、その他条例規制地域内における大気環境保全対策の状況等について調査を行い、審議を継続することが必要である。

3 前回小委員会(平成 24 年 2 月)以降の動向

環境の状況・・・・・・・・・・資料 2 - 1、2 - 2

法の見直し状況・・・・・・・・・・資料 3 - 1、3 - 2、参考資料 2

大気環境保全対策の状況・・・・・・・・・・資料 4、参考資料 3

(参考) 国による法の見直し状況

国は、平成 22 年 7 月に今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について、中央環境審議会に諮問し、審議を付議された大気環境部会に設置された自動車排出ガス総合対策小委員会で具体的な検討が行われている。

その間、平成 23 年 1 月には中間報告がとりまとめられ、それを受けて「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」の変更が平成 23 年 3 月に閣議決定された。

一方、法の見直しについては、旧基本方針の目標年度である平成 22 年度までの環境基準の達成状況及び次期総量削減計画の策定のための将来予測シミュレーションの結果等を踏まえつつ、現行法の規定に検討を加え、講ずべき必要な措置について引き続き検討することとされていた。

その後、平成 24 年 9 月の自動車排出ガス総合対策小委員会において、「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について」の答申案が示され、一部修正の上、10 月 5 日から 11 月 5 日にかけてパブリックコメントが行われている。

今後、答申に向けた手続きが進められる予定である。

4 兵庫県環境審議会での審議経過

年月日	会 議	審議等の内容
平成 23 年 8 月 5 日	環境審議会	「ディーゼル自動車等運行規制のあり方について」諮問
平成 23 年 8 月 12 日	環境審議会大気環境部会 (第 1 回)	ディーゼル自動車等運行規制のあり方について審議 ・ディーゼル自動車等運行規制条例再検討の趣旨について ・ディーゼル自動車等運行規制あり方検討小委員会の設置
平成 23 年 8 月 12 日	ディーゼル自動車等運行 規制あり方検討小委員会 (第 1 回)	ディーゼル自動車等運行規制のあり方について審議 ・大気環境濃度現況再現モデルについて
平成 23 年 8 月 26 日	ディーゼル自動車等運行 規制あり方検討小委員会 (第 2 回)	ディーゼル自動車等運行規制のあり方について審議 ・大気環境濃度現況再現モデルについて ・将来濃度予測について
平成 23 年 12 月 27 日	ディーゼル自動車等運行 規制あり方検討小委員会 (第 3 回)	ディーゼル自動車等運行規制のあり方について審議 ・前回小委員会までの意見を踏まえた修正点について ・今後の運行規制のあり方について
平成 24 年 2 月 17 日	ディーゼル自動車等運行 規制あり方検討小委員会 (第 4 回)	ディーゼル自動車等運行規制のあり方について審議 ・小委員会中間とりまとめについて
平成 24 年 3 月 29 日	環境審議会大気環境部会 (第 2 回)	ディーゼル自動車等運行規制のあり方について審議